

平成26年 6月17日
国土交通省中部地方整備局
豊橋河川事務所

お 知 ら せ

川を汚さない河川工事を目指して

矢作川で河川工事を行う行政機関等（国土交通省、長野県、岐阜県、愛知県、中部電力）と矢作川流域の漁業協同組合8団体、並びに矢作川沿岸水質保全対策協議会（通称：矢水協）は、「第13回 矢作川水系濁水対策連絡調整会議」を開催し、工事における濁水対策と水質監視体制などの情報を共有し、それらの徹底・改善などについて調整を行います。（※カメラ撮り可）

- (1)開催日時 平成26年6月19日(木) 14:00~16:00
- (2)開催場所 豊田加茂建設事務所 1F大会議室 豊田市常盤町3-28
- (3)議 事
 - ①平成25年度工事濁水対策実施状況
 - ②平成26年度工事実施予定箇所
 - ③その他

- 1. 解 禁：指定なし
- 2. 同時配布：豊田市政記者クラブ・豊田市政記者東クラブ・岡崎市政記者会・岡崎新聞記者会・恵那記者会・飯田市記者クラブに同時配布します。
- 3. 資 料：
 - 別紙1（会場地図、用語解説）
 - 別紙2（連絡調整会議の設置要領）
- 4. 問合せ先：国土交通省中部地方整備局 豊橋河川事務所
 - 電話0532-48-2111（代表）
 - 副所長（技術） 宮下良広
 - 工務課長 高橋正行

■会場地図



■用語解説

○矢作川沿岸水質保全対策協議会（通称：矢水協）

- ・矢作川の水質汚染が著しかった昭和44年に、農業団体・漁業団体・自治体が集まって発足し、排水基準を設けることを国や県に陳情したのをはじめ、監視活動や水質調査などを行っている
- ・これらの水質保全の活動は「矢作川方式」と呼ばれ、民間主導の流域管理方法の一つとして、全国的に高い評価を受けている

○矢作川方式

- ・流域内の開発行為に対し、事前に「矢作川沿岸水質保全対策協議会」の同意を得ることを条件とした方式

矢作川水系濁水対策連絡調整会議の設置について

1. 設置主旨

東海豪雨後の災害復旧等の工事における濁水の発生・長期化等による河川環境への影響を最小限に抑えるため、関係行政機関等が濁水対策の徹底と改善及び水質監視体制の充実を図るものである。

2. 本会議の役割及び連絡・調整事項

以下の事項について、東海豪雨後の災害復旧等の工事における濁水対策及び水質監視体制の情報を共有（連絡）するとともに、それらの徹底、改善、充実等の調整を行う。

なお、矢作川水系の濁水対策を要する治山工事、市町村工事等も対象とする。

- ①現時点までの濁水対策及び水質監視に係る実施状況及びその反省点・改善点等
- ②予定工事の概要（位置、期間、内容等）
- ③上記②に係る濁水対策及び水質監視体制

3. 構成員

本会議の構成員は、以下の17団体とする。（別表のとおり）

- ①国 : 豊橋河川事務所、矢作ダム管理所
- ②県 : 長野県（飯田建設事務所）
岐阜県（恵那土木事務所）
愛知県（豊田加茂建設事務所・西三河建設事務所）
- ③中電 : 豊田電力センター、岡崎支店
- ④漁協 : 矢作川水系における漁業協同組合8団体
- ⑤矢作川沿岸水質保全対策協議会（矢水協）

4. その他

- ①本会議の事務局は、国土交通省豊橋河川事務所とする。
- ②本会議は、報道関係に公開で行うが、一般傍聴はおこなわない。